

第11回堺市入札監視等委員会（平成24年5月29日開催）会議録

委 員	事 務 局
<p><b>【報告案件】</b>  <b>宮下委員長：</b>報告案件について、事務局から説明をしてください。</p> <p>（契約状況について）  <b>宮下委員長：</b>工事関連業務の3期の落札率が他の1・2期と比較して高くなっていますが、何か理由はありますか。</p> <p>（不当要求対策の強化について）  <b>徳永委員：</b>予定価格の事後公表を拡大するに当たって、不当要求対策をセットで行うのは良いことだと思います。入札・契約業務に係る問い合わせ等の対応マニュアルで定める「契約業務等を担当する職員」とは、具体的にどの範囲までを含むのですか。依頼する側には首長が含まれていますが、依頼される側にも首長は含まれるのですか。</p> <p><b>徳永委員：</b>市長なら当然知っているであろうということで依頼があった場合も、公表の対象になるのですか。</p> <p><b>徳永委員：</b>記録・公表の際に「あらかじめ告知する」とありますが、いつの時点で告知するのですか。</p> <p><b>宮下委員長：</b>あらかじめ告知する趣旨は、プライバシー保護の点からですか。</p> <p><b>宮下委員長：</b>一般的にこのような制度の効果は、不当要求を抑止するといった意味が大きいと思います。公表はホームページのみとされていますが、より多くの人にきっちり知ってもらうことが必要だと思いますが、いかがですか。</p> <p><b>小林委員：</b>個々の問い合わせ内容が記録・公表の対象となるかならないかの判断は難しいのではないですか。明らかな脅しばかりではないでしょうから、あいまいな問い合わせに対する基準を明確にすべきではないですか。</p>	<p>（資料1～3に基づき報告案件の概要を説明）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成23年12月1日～平成24年3月31日の契約状況</li> <li>平成23年12月1日～平成24年3月31日の入札参加停止等の状況</li> <li>入札・契約業務に関する不当要求対策の強化について</li> </ol> <p><b>濱脇契約課長補佐（以下「課長補佐」という。）：</b>昨年10月に工事関連業務の最低制限価格の算定方法を見直し、予定価格の3分の2から75%へ引き上げた結果であると考えています。</p> <p><b>課長補佐：</b>担当職員の範囲は、堺市職員で契約業務等に携わる決裁者及び決裁を経由する全ての職員です。市長決裁の案件であれば、市長も含まれます。</p> <p><b>課長補佐：</b>現行の規定では対象外ですが、そういったケースも想定できますので、今後検討が必要であると思います。</p> <p><b>課長補佐：</b>告知については、公表するに当たり相手方に公表されることを通知すべきとの趣旨ですので、「あらかじめ」とは、公表する前にとの意味です。</p> <p><b>課長補佐：</b>はい。問い合わせの内容によっては、プライバシーに関する内容も含まれることも考えられるため、事前に伝えるものです。</p> <p><b>課長補佐：</b>不当要求をすれば公表対象となることは研修会等で積極的に周知しています。実際に不当要求があった場合の公表はホームページ上のみを考えています。</p> <p><b>中出契約部長（以下「契約部長」という。）：</b>公表しなければならない事態が起きないことが、最善と考えています。そのためには、より多くの方に周知することは大切であると考えています。</p> <p><b>課長補佐：</b>本制度を運用する上で、その判断が大事なポイントと考えています。職員研修を行うなど、統一した判断ができるよう努めてまいります。また、入札・契約業務に係る問い合わせは、原則として記録・公表されることをアピールしていく必要があると考えています。</p>

<p><b>山本委員</b>：録画・録音について自動的に記録しているのですか。</p> <p><b>山本委員</b>：記録データはどのくらいの期間保存しているのですか。</p> <p><b>山本委員</b>：2か月では短いのではないですか。</p>	<p><b>課長補佐</b>：自動的に常時、録画・録音しています。</p> <p><b>測上契約課審査係長（以下「審査係長」という。）</b>：保存期間は、前月と前々月の2か月です。</p> <p><b>課長補佐</b>：保存期間についてはご指摘を踏まえて、検討いたします。</p>
<p><b>【審議案件】</b></p> <p><b>宮下委員長</b>：今回の審議案件は、小林委員に抽出してもらいましたので、小林委員からそれぞれの選定理由について説明をお願いします。</p> <p><b>小林委員</b>：案件第1号については、総合評価落札方式案件で落札率が84.89%と最も高い結果が出ているので選びました。案件第2号については、単価契約の案件は通常年度当初の発注が多いと思いますが、この案件は年度の後半に発注していますので、この時期での発注理由をお聞きしたいと思いました。案件第3号については、最低制限価格の設定がない一般競争入札で、落札率が49.85%と低いため、他の入札者の入札状況などをお聞きしたいと思いました。案件第4号については、随意契約している理由が「既存の設備と密接不可分な工事であるため」となっていますので、どのような内容であったのか詳しくお聞きしたいと思いました。案件第5号については、随意契約している理由が「現在施工中の他の発注者の工事と交錯する箇所での工事であり、工期短縮、経費の節減等有利であるため」となっていますので、こちらもどのような内容であったのか詳しくお聞きしたいと思いました。</p>	
<p><b>【第1号：小阪建替公営住宅第一期建設工事（その1）に伴う給排水衛生設備工事】</b></p> <p><b>宮下委員長</b>：案件第1号「小阪建替公営住宅第一期建設工事（その1）に伴う給排水衛生設備工事」について、事務局から入札経過等の説明をしてください。</p> <p><b>山本委員</b>：入札金額が7番目である落札業者を含めて、7者が調査基準価格を下回っていますが、落札業者と他の6者とで何が違うのか教えてください。</p> <p><b>徳永委員</b>：低入札価格調査の結果、6者が失格になったと</p>	<p>（資料に基づき案件第1号の概要を説明）</p> <p><b>鈴木契約課契約係主査（以下「契約係主査」という。）</b>：堺市では調査基準価格を下回った業者には低入札価格調査を行います。その失格判断基準としてポイント制を採用しています。1番から6番目の業者につきましては、このポイント制において基準を満たさず、失格になりました。今回そのポイント制について説明させていただきます。低入札価格において調査対象となる工種・費目をあらかじめ明示し、費目ごとに市と入札者の積算を比較し一定の割合に達していればポイントを付与します。1000点満点で、一次調査で650点、詳細調査で950点をクリアすれば合格とするものです。総費目合計額は総工事価格であり、各費目のポイントは総工事価格に対する割合から算出しています。</p> <p><b>契約係主査</b>：本市は、除算方式で入札金額を評価していま</p>

<p>のことで、総合評価において入札金額はどのように評価されるのですか。</p> <p><b>徳永委員：</b>総合評価落札方式と低入札価格調査の2つの違う制度を組み合わせ、いわばダブルチェックの形をとっているわけですが、入札金額が2回にわたり評価されることは問題ないのですか。</p> <p><b>宮下委員長：</b>それでは、落札率が高くなったのは、総合評価の問題ではなく低入札価格調査の結果であるということですね。</p> <p><b>宮下委員長：</b>前回の山本委員の抽出案件でもありましたが、低入札価格調査の結果、落札率が高くなる傾向があり、結果として適正な履行ができる入札者を排除していることになっていないでしょうか。</p> <p><b>宮下委員長：</b>今回の案件で落札率が高くなったことは、低入札価格調査の結果ですので、仕方がありませんが、現行の低入札価格調査の方法が適正な基準に拠っているのか、その調査結果を検証し、引き続き適正な設定に努めてください。</p>	<p>す。除算方式とは、技術評価点を入札金額で除した数値を評価値とし、評価値の最も高い者を落札者とするものです。入札価格が低ければ低いほど評価値が高くなりますので、低入札価格調査を行い、適正な履行確保を担保しています。</p> <p><b>契約係主査：</b>総合評価だけで入札金額を評価しますと、安ければ安いほど評価が高くなりますので、低入札価格調査と組み合わせることで機能するものと考えています。</p> <p><b>契約係主査：</b>この案件につきましては、そうです。</p> <p><b>契約係主査：</b>他市と比較した場合、堺市のポイント制による調査は費目ごとに細かく設定していますので、各費目ごとに積算をチェックできるというメリットがあります。しかし、委員長がご指摘のように、工事全体で見れば、本来可能と思われる入札価格である者が、失格になってしまうということも考えられます。</p> <p><b>松田契約課長（以下「契約課長」という。）：</b>はい。</p>
<p><b>【第2号：平成23年度本庁舎外間仕切り改修工事（単価契約）】</b></p> <p><b>宮下委員長：</b>それでは、次の案件に移ります。案件第2号「平成23年度本庁舎外間仕切り改修工事（単価契約）」について、事務局から入札経過等の説明をしてください。</p> <p><b>宮下委員長：</b>本委員会で単価契約の案件をとりあげるのは初めてですね。単価契約とは、どのような契約が簡単に説明してください。</p> <p><b>宮下委員長：</b>単価契約は基本契約で、工事ごとに個別に契約するのですか。</p> <p><b>山本委員：</b>工事量はどのように考えて設計しているのですか。</p> <p><b>宮下委員長：</b>契約が年末に近い12月となっていますがど</p>	<p>（資料に基づき案件第2号の概要を説明）</p> <p><b>契約係主査：</b>はい。単価契約とは、発注時点で工事内容、工事量が確定していないものに対して、工種ごとに単価当りの価格を決めて行う契約方式です。これにより、実際に工事が発生した際は、入札により決まった価格で即座に施工させることができますので、その都度、契約行為を行うより早く施工できるメリットがあります。本市の場合、今回の間仕切り設置や道路舗装補修などで採用しています。</p> <p><b>契約係主査：</b>発注の際に指示書を出した上で、契約については契約書ではなく、基本単価に従った請書を交わします。</p> <p><b>契約係主査：</b>工事量が確定していませんので、便宜上、全ての工種を発注するとして計算し、予定価格を算定しています。</p> <p><b>審査係長：</b>本工事は人事異動等に伴う執務室の間仕切り工</p>

<p>うしてこの時期なのですか。</p> <p><b>徳永委員</b>：工期が3月末までとなっていますが、年度初めの4月の工事はどうしているのですか。</p> <p><b>宮下委員長</b>：工期を4月末として、随意契約をしなくても、引き続き工事をさせることはできないのですか。</p> <p><b>宮下委員長</b>：本件については、技術者の専任要件等の理由から実際の工事が発生する時期に発注を行ったということで、特に問題はありませんが、発注量の多い年度当初の契約が随意契約をしていることについては、次回以降の委員会で、議論する必要があると思います。</p>	<p>事ですので、工事の発生時期が年度末から年度当初に集中しています。本市では、工事に配置する技術者は専任配置としていますので、工事が発生しない時期についてまで技術者を拘束することがないよう、この時期に発注しました。</p> <p><b>審査係長</b>：予算の都合上、単年度契約としており、4月は前年度契約業者と随意契約を締結し、対応しています。</p> <p><b>審査係長</b>：債務負担行為で予算措置すれば可能です。</p> <p><b>契約課長</b>：はい。</p>
<p><b>【第3号：本庁舎自動手洗い器設置工事】</b></p> <p><b>宮下委員長</b>：それでは、次の案件に移ります。案件第3号「本庁舎自動手洗い器設置工事」について、事務局から入札経過等の説明をしてください。</p> <p><b>小林委員</b>：最低制限価格が設定されていないため、入札価格に大きな開きが生じているわけですが、今回49.85%と低い落札率で契約されていることもあり、契約締結後に施工内容については十分確認を行われたのですか。</p> <p><b>徳永委員</b>：この工事は、業者が機器を設置するだけの工事なのですか。</p> <p><b>山本委員</b>：自社が製造する機器であれば、他より安くできるのかもしれないですが、そうでないにもかかわらず、なぜこれだけの低価格で施工できるのですかね。</p> <p><b>宮下委員長</b>：市民の立場からすれば、市民の税金なので安い方がいいのかもしれませんが、一方、品質管理の点からすれば、安かろう悪かろうではだめなので、そのあたりの問題をクリアした上での落札率かどうかですね。</p> <p><b>徳永委員</b>：工事の履行状況は良かったということですが、通常50%を割る落札率であれば品質に対して心配するのが普通ですよ。品質確保の上で、何か方策はとられているのですか。</p>	<p>(資料に基づき案件第3号の概要を説明)</p> <p><b>契約係主査</b>：設計書どおりの工事がなされているかどうかは工事検査課において検査を実施し、合格しています。また、施工状況について、工事担当課に確認したところ、多くの市民が訪れる平日の施工であったが、安全管理等も含めて履行状況は適切であったと聞いています。</p> <p><b>契約係主査</b>：はい。機器を購入し、設置するという工事内容です。</p> <p><b>契約係主査</b>：現在、工事内容の主な内容が機器費で占められている場合は、最低制限価格を設定していません。地方自治法施行令では、「契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは」最低制限価格を設定できると規定されていますので、機器費が大部分を占める工事は特に必要とは判断せず、価格競争の原則に立ち返っています。ただし、各委員がご指摘のとおり、最低制限価格を設定しないとすると、品質確保の面で支障が生じるおそれがありますので、この判断については慎重にしなければいけないと思います。結果として、最低制限価格を設定しないとした場合については、工事担当課の監督員によ</p>

<p><b>宮下委員長</b>：前回の委員会においても同様の議論があったかと思いますが、問題としては、各委員も指摘しており、落札率が低かった場合に、機器そのものの品質に影響がないかです。</p> <p>機器費が大部分を占める工事は最低制限価格を設定しないとのことですが、その場合の工事の上限金額はいくらですか。</p> <p><b>宮下委員長</b>：最低制限価格を設定しない基準は、金額にかかわらず一律ですか。</p> <p><b>宮下委員長</b>：機器の品質に問題があった場合、その価格が大きければ大きいほど影響も大きいと思います。最低制限価格の設定ルールについては、工事規模等も考慮の上で、基準を整備していただきたい。</p>	<p>り厳重な監督・指導を行っていますので、工事の品質については問題ないものと考えています。</p> <p><b>契約係主査</b>：予定価格が6000万円未満の工事が上限となります。それ以上の工事については、低入札価格調査の対象となりますので、たとえ機器費が大部分を占める場合でも、調査基準価格を設定しています。</p> <p><b>契約係主査</b>：一律です。</p> <p><b>契約部長</b>：はい。最低制限価格の設定に関しては、もう少しきめ細やかなルール作りを検討してまいりたいと思います。</p>
<p><b>【第4号：堺東駅南口外コミュニティサイクルポート等整備工事】</b></p> <p><b>宮下委員長</b>：案件第4号「堺東駅南口外コミュニティサイクルポート等整備工事」の随意契約について、説明をしてください。</p> <p><b>宮下委員長</b>：まず、本工事の既設の設備であるコミュニティサイクルシステムについて、どのようなシステムが説明してください。</p> <p><b>宮下委員長</b>：自転車の出し入れの管理は、システム上どのように行っているのですか。</p> <p><b>宮下委員長</b>：別の業者に施工させた場合、どのような支障が出るのでしょうか。</p>	<p>(資料に基づき案件第4号の概要を説明)</p> <p><b>竹内自転車まちづくり担当主幹</b>(以下「自転車まちづくり担当主幹」という。)：過度の自動車利用から公共交通機関を含めた環境にやさしい乗り物に切り替える一環として、地場産業の自転車を活用したコミュニティサイクルシステムを導入し、平成22年9月から配置台数が100台を超える規模のサイクルポートを4箇所、堺・堺東・堺市・百舌鳥の駅前に整備いたしました。</p> <p>このシステムの特徴は、複数のサイクルポート間のどこでも共用自転車の貸出返却ができ、何度でも出し入れ可能である点です。そのため、自転車情報と利用者情報について、センターサーバーを基幹として各サイクルポート間を結ぶネットワークを構築し、情報のやりとりを行うシステム構成となっています。</p> <p><b>自転車まちづくり担当主幹</b>：各自転車にICチップを内蔵させてあり、その情報と利用者のICカードの情報をサイクルポートで読み込み、出入庫の情報等を一元管理しています。</p> <p><b>自転車まちづくり担当主幹</b>：本ネットワーク通信システムは当該事業者が独自の開発・研究により生み出した技術であるため、その内容を公開できるものではありません。施工には当該事業者の有する特殊な独自技術が必要で、別の業者に施工させた場合、これらの特殊技術を熟知していないため、システム改修等の適切な施工はできません。</p>

<p><b>宮下委員長</b>：設置工事とシステム改修部分を分離することはできないのですか。</p> <p><b>小林委員</b>：前回の工事と一体性があるということですが、今後、保守や増設がある度に、当該事業者と一者随意契約になるように思われますがどうでしょうか。というのも、請負率が99.61%と非常に高いと思われる率で、今後も契約締結していくことになるのではないのでしょうか。その点はどのように認識しておられるのでしょうか。</p> <p><b>小林委員</b>：このシステムは、当該事業者のオリジナルのことですが、堺市専用の独自システムなのですか。堺市が費用をかけて独自に開発させたシステムであれば、システム内容を公開しないというのはどうなのかなと思います。</p> <p><b>宮下委員長</b>：今後もサイクルポートを増設していく計画なのでしょう。</p> <p><b>宮下委員長</b>：今回の工事は、既存システムと統合管理しなければ施工できないものであることが分かりましたので、一者随意契約であることは理解できました。ただし、契約は原則として、競争入札で公明正大に行うということに留意してください。</p>	<p><b>自転車まちづくり担当主幹</b>：本工事はラック等を設置して、結線して、終わりというのではなく、無線による自転車情報等の読取りを行っているため、システムの通信回線の配線や無線の受信感度の設定作業を行いながら機器を据え付けていかなければならず、また、調整や動作確認も併せて行う必要があり、分離することはできません。</p> <p><b>自転車まちづくり担当主幹</b>：システム所有者である当該事業者がシステムの内容等を公開すれば、他の業者でも参加は可能です。ただし、現在はそのような状況にありませんので、当該事業者と契約することとなります。コスト面については、市が設計・積算する際に、業者から提出された見積り内容を精査しており、今後、同様のシステムの設置実績が増えれば、これまでよりもコストが相対的に下がることを期待しています。</p> <p><b>自転車まちづくり担当主幹</b>：現在、富山市と東京都世田谷区で同様の事業が行われていますが、堺市は東京都世田谷区で採用されている当該事業者のシステムを導入しており、堺市独自に新たに開発されたものではありません。</p> <p><b>自転車まちづくり担当主幹</b>：堺市は自転車のまちであることから、自転車の利用促進を行うのは必然であると考えています。サイクルポートは、ポート数が多いほど利便性が向上いたしますので、現在は、大阪市営地下鉄と南海高野線の交通結節駅である中百舌鳥駅前設置検討を行っています。</p> <p><b>契約課長</b>：はい。</p>
<p><b>【第5号：美木多上法定外道路補修工事】</b></p> <p><b>宮下委員長</b>：第5号案件「美木多上法定外道路補修工事」の随意契約について、説明をしてください。</p> <p><b>宮下委員長</b>：随意契約を行った理由について、現場の状況等から詳しく説明してください。</p> <p><b>宮下委員長</b>：今回の工事は、今までの随意契約の状況とは違うのではないのでしょうか。今までは、同一の工事施工区域内なので、一緒に施工した方が効率的であるとの理由だ</p>	<p>(資料に基づき案件第5号の概要を説明)</p> <p><b>河村南部地域整備事務所次長</b>：本工事現場は、法定外道路、いわゆる里道で、市道部分から進入するためには、かなり狭い道を通って行かなければなりません。また、崩壊箇所道路幅員は2m程でしたが、崩壊により幅員が1m程になってしまったため、現場へ近付くことさえ大変困難であり、作業するための足場の確保も難しい状況でした。それが、隣接する開発区域を利用することにより、進入路が確保でき、作業場所の問題が解消するため、工期の短縮、経費の節約、安全の確保が可能であると考えました。</p> <p><b>審査係長</b>：確かに別の工事ではありますが、今回の工事は、隣接地であり造成工事が進んでいる開発区域を利用することで、崩落箇所へのアクセスや作業スペースの確保が得ら</p>

<p>ったと思います。それがこの現場は、別の場所で別の工事ですよね。</p> <p><b>宮下委員長</b>：堺市建設工事等における随意契約のガイドラインの規定によりますと、「4 競争入札に付することが不利と認められる場合」のうち、(3)の「イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事」に該当すると考えているわけですね。</p> <p><b>宮下委員長</b>：工事現場の特殊性から、随意契約は適正であると考えます。今後も適正な運用をしてください。</p>	<p>れるなど、現場の一部が重複していると考えています。開発区域を利用すれば、工期にして1か月位の短縮が見込まれ、また、経費についても、別の業者と契約して作業スペースを用意するとなると、作業スペースの整備費・民地の賃借料として、それぞれ概算で480万円と12万円の経費が必要となります。さらに、近接・重複した箇所で別々の業者が作業するよりも、1業者が現場管理することにより安全・円滑な施工が可能と考えました。</p> <p><b>審査係長</b>：はい、そうです。</p> <p><b>契約課長</b>：はい。</p>
<p><b>【その他】</b></p> <p><b>宮下委員長</b>：以上で抽出案件の審議はすべて終わりました。全般を通じて何か他に聞いておきたい点などはありませんか。</p> <p><b>徳永委員</b>：随意契約の予定価格の設定はどのようにされるのでしょうか。業者からの見積りのみで、価格交渉はしないのでしょうか。</p> <p><b>徳永委員</b>：それは、個々の案件で個々に交渉等を行うわけですね。</p> <p><b>宮下委員長</b>：その他、事務局から連絡などありますか。</p> <p><b>宮下委員長</b>：次回の審議案件の抽出は、徳永委員にお願いします。それでは、第11回堺市入札監視等委員会を終了します。</p>	<p><b>課長補佐</b>：市の積算基準で積算したものや、業者からの見積りを参考に積算したもので、予定価格は設定しています。業者の見積りについては、価格交渉等も含め、精査した上で、積算しています。</p> <p><b>課長補佐</b>：そうです。</p> <p><b>課長補佐</b>：次回の入札監視等委員会は、今年9月下旬頃の開催を予定しています。</p>